

介護保険料の減免制度

● 災害などの特別な事情による減免

災害、その他特別の事情により収入が著しく減少した場合は、申請により保険料が減免されます。

《対象者、減免内容》

以下の①または②に該当される場合、申請していただくことにより、最長で1年間、保険料を1/2に減額します。

- ① 災害により、「介護保険の被保険者本人」又は「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた場合
- ② 「世帯の生計をおもに維持する方」の死亡、長期入院、事業の休廃止などにより、その後1年間の収入が著しく減少する見込みの場合

● 低所得者に対する本市独自の減免

《対象者、減免内容》

保険料の「所得段階区分」が第2・3段階の方で、収入や資産などの状況が以下の基準①～③のすべてに該当する場合、申請により、申請月から年度末まで、第1段階相当額まで減額します。

- ① 収入 世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下、3人以上の世帯は、1人増えるごとに50万円を加算した金額以下となっている場合
- ② 扶養 世帯を別にする方の扶養を受けていない
- ③ 資産 世帯の預貯金等が350万円（世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額）以下となっている場合
また、居住用や世帯の収入を得るため以外に、土地や家屋を所有していない場合

○申請に必要なもの

保険料減免申請書に、減免内容を証明できるものを添付したうえで、申請してください。

- ① 災害 災害証明書等
- ② 災害以外 収入等申告書、医療保険証、世帯の収入・資産を証明できるもの（確定申告の写し、通帳等）等

【お問い合わせ先】（各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室）

中央区	☎221-2198	花見川区	☎275-6401
稲毛区	☎284-6242	若葉区	☎233-8264
緑区	☎292-9491	美浜区	☎270-4073